

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第 11 号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正
する条例

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年上尾
市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「中学校」の次に「（第12条において「学校」とい
う。）」を加える。

第11条中「第28条第1項」を「第14条第3項」に改める。

第12条中「委員会は、」の次に「学校におけるいじめ防止等のための対
策について調査審議するとともに、」を加え、「上尾市立の小学校又は中学
校」を「学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。